

当福祉サービスは、「居宅介護支援サービス」を提供します。

この契約書・重要事項説明書は、当事業所の概要や提供するサービス内容、契約上ご注意
いただきたいことを説明いたします。



「福祉用具貸与・販売事業」重要事項説明書



“ハートフルケア”
真心こめて行ないます

JA 鶴岡福祉サービスは、次の介護保険事業の指定を受けています。

○福祉用具貸与事業〔 山形県指定 第0670700236号 〕

○特定福祉用具販売事業〔 同 上 〕

上記サービス利用は要介護 1～5 と認定された方が対象となります。

○介護予防福祉用具貸与事業〔 山形県指定第060700236号 〕

○介護予防特定福祉用具販売事業〔 同 上 〕

上記サービス利用は要支援 1～2 と認定された方が対象となります

但し、介護認定を受けていない方でもサービスの相談は可能です

鶴岡市農業協同組合 福祉サービス

〒997-0368 山形県 鶴岡市青龍寺字村下 34 番地 1

TEL 0235-25-4345 FAX 0235-29-9231

E-mail hukushi@ja-tsuruoka.or.jp

令和6年6月21日現在

1. 事業者

名称・法人種別	鶴岡市農業協同組合（JA鶴岡）
代表者名	代表理事組合長 保科 亙
本所所在地 TEL・FAX	〒997-8558 鶴岡市日吉町3番1号 TEL 0235-23-5090(代) FAX 235-23-6538
業務の概要	農業協同組合法 法律第 132 号による総合農協として 昭和 47 年 3 月 31 日設立 事業地域は鶴岡市地域 指導事業・販売事業・購買事業・信用事業・共済事業・利用事業 老人の福祉に関する施設 等の業務を行なっています。
事業所数	本所 1、支所 4、金融本店 1、事業所 2、農業振興センター 1、CE6、RC3、 農業倉庫 4、集荷施設 4、農機自動車工場 4、給油所 3、JAグリーン2、 生産配送センター 1、不動産センター 1、福祉サービス1、デイサービスセンター 1、ショートステイ1、 ATM12台

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

福祉用具貸与事業 指定No.0670700236	指定日：平成 13 年 8 月 31 日〔事業所管理者 藍陽子〕
	所在地：鶴岡市青龍寺字村下 34 番地 1 TEL 0235-25-4345 FAX 0235-29-9231 名称：鶴岡市農業協同組合 福祉サービス
特定福祉用具販売事業 指定No.0670700236	指定日：平成 18 年 3 月 31 日〔事業所管理者 藍陽子〕
	同 上
介護予防福祉用具貸与事業 指定No.0670700236	指定日：平成 18 年 3 月 14 日〔事業所管理者 藍陽子〕
	同 上
介護予防特定福祉用具 販売事業 指定No.0670700236	指定日：平成 18 年 3 月 31 日〔事業所管理者 藍陽子〕
	同 上

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に「(介護予防)福祉用具貸与サービス」「(介護予防)特定福祉用具販売サービス」を提供します。

(3) 当事業所の運営方針

サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもって親切丁寧に行い、ご契約者及び家族も含め満足頂けるサービスを目指します。

(4) 通常の実施地域

鶴岡市全域

(5) 営業日及び時間

区分	平日	土・日曜日	祝祭日
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時	休み	休み

(注) 年末年始 (12/31～1/4) は「休祭日」の扱いとなります。

(6) 職員体制

職 種	職 務 内 容	常 勤
管理者	総括	1 名
福祉用具専門相談員	福祉用具相談	3 名(兼務 2 名)

福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業

◇サービス概要

- ①利用者本位を基本として、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態になることの予防と負担軽減に資するよう、適切に行います。
- ②常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。
- ③福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するためのサービス内容等を記載した福祉用具個別援助計画を作成します。
- ④福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ⑤福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画を作成した際には、当該計画書を利用者又は家族に交付します。
- ⑥居室サービス計画に基づき福祉用具貸与の必要性の評価を行い、定期的に検証を実施いたします。
- ⑦要支援 1～2 及び要介護 1 の方は、原則下記品目は保険対象外です。
車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具部分除く）
*但し、厚生労働大臣が定める者に対する場合はこの限りではありません。

◇サービス利用料金

- ①取り扱う福祉用具の種目及び利用料は、別に定めた通りとします。
- ②法定代理受領サービスであるときには、利用者の負担額は利用料の 1～3 割の額とします。
(サービス費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。)

特定福祉用具販売事業・介護予防特定福祉用具販売事業

◇サービス概要

- ①利用者のケアプランに基づき特定福祉用具の販売サービスを実施致します。
- ②介護が必要と認定された利用者の特性を踏まえ、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう特定福祉用具販売サービスを提供します。
- ③特定福祉用具の対象は下記 7 種目です。
腰掛便座、入浴補助用具、移動用リフトのつり具部分、特殊尿器、排泄予測支援機器、簡易浴槽、貸与販売選択制※
※選択制福祉用具該当品目 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖
- ④福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具購入の目標、当該目標を達成するためのサービス内容等を記載した福祉用具個別援助計画を作成します。
- ⑤福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ⑥福祉用具専門相談員は、福祉用具個別援助計画を作成した際には、当該計画書を利用者又は家族に交付します。

◇サービス利用料金

- ①取り扱う福祉用具の種目及び利用料は、別に定めた通りとします。
- ②上記負担金の「領収書」「申請書」等を、所轄の市町村に提出すると、年間 10 万円を利用限度として、7～9 割分が償還されます。

共 通 事 項

3. 利用料金の支払い方法

利用料金の支払いは、月末×切の翌月 25 日（但し、25 日が休業日の場合は翌営業日とする。）とし、原則として契約者又は利用者名義の当 J A 鶴岡貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10 割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9 割）を請求することになります。

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、全額（10 割）が、ご契約者のご負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

4. 秘密保持の徹底

当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族秘密情報の守秘義務を徹底します。（個人情報を用いる場合は、当該者の同意を文書で確認致します。）

5. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が利用者に対するサービス提供中により事故が発生した場合には、速やかに行政・利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を行なった記録を残します。
- (2) 当事業所の責任で事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

6. 苦情の受付 当事業所等における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

(1) 当事業所の窓口

受付窓口	電話番号	事業管理者
JA鶴岡 福祉サービス 福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業	0235-25-4345	福祉課長 藍陽子

(2) 行政機関その他の苦情受付

受付窓口	電話番号	担当部署
鶴岡市役所 鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111	健康福祉部 長寿介護課
山形県国民健康保険団体連合会 寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006	介護サービス苦情処理室

7. その他

(1) 従業員研修

身体拘束研修、感染予防研修、虐待防止研修、ハラスメント研修を行っています。また、発生時の対応マニュアル、BCP マニュアル等、非常時のマニュアルを整備し、各指針のもと研修、委員会活動を行っています。

(2) 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(3) ハラスメント対策

① 事業所は、適正なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

② 利用者又はその家族による職員への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがあった場合、事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があることについて利用者及びその家族に説明するとともに対応方針の整備等、必要な措置を講じます。

(4) 非常災害時の対策

別途定める消防計画、各種マニュアル及びBCP マニュアルに則り対応します。

◇複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧出来ますが、複写物(コピー)を必要とする場合には、実費(1枚10円)を頂きます。

(介護予防)(特定)福祉用具貸与・販売事業の提供の開始に際し、「福祉用具貸与・販売事業重要事項説明書」を基に説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて鶴岡市農業協同組合より「福祉用具貸与・販売事業」の説明を受け、サービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印(続柄 _____)

個人情報使用同意書（提供事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

サービス提供事業所、主治医、地域包括支援センター、その他サービス提供に関する機関

3 使用する期間

令和 年 月 日 から 年 月 日まで

使用期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶（終了）の意思表示がない場合には、本契約は更に6ヶ月間を同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

4 条 件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

鶴岡市農業協同組合 福祉サービス 殿
及び上記2記載の各事業者 殿

（利用者） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）